

◆ 屋外広告物等許可期間及び手数料

広告物の種別	許可期間	手数料
はり紙	1月以内	50枚（50枚未満の端数は50枚とする。）につき 300円
はり札等	木製6月以内、木製以外のもの1年以内	1枚につき 100円
立看板等	4月以内	1枚につき 200円
下げ看板	木製1年以内、木製以外のもの3年以内	1枚につき 200円
電柱等塗装広告、 電柱等巻付広告、 電柱等そで看板	木製1年以内、木製以外のもの3年以内	1個につき 400円
幕、旗、のぼり	1月以内	1枚につき 500円
アドバルーン	1月以内	1個につき 2,700円
アーチ	木製1年以内、木製以外のもの3年以内	1基につき 3,000円
広告板、広告塔、 そで看板、屋上広 告物、壁面利用広 告物	木製1年以内、木製以外のもの3年以内	表示面積が1㎡以下のもの 1個につき 400円
		表示面積が1㎡を超え、3㎡以下のもの 1個につき 800円
		表示面積が3㎡を超え、6㎡以下のもの 1個につき 1,200円
		表示面積が6㎡を超え、10㎡以下のもの 1個につき 1,600円
		表示面積が10㎡を超えるもの1個につき 1,600円に1㎡増すごとに200円を加算した額

備考

- 1 ネオンサイン、イルミネーションその他これらに類する発光装置又は照明装置を有するものの手数料の額は、この表により算定した額に1.5を乗じて得た額とする。
- 2 表示面積は、すべての表示面の面積を合計した面積とする。
- 3 変更又は改造の許可に係る手数料の額は、変更後又は改造後のものについて、この表により算定した額とする。